

## シリーズ企画

# オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その17)

## 自民党議連・超党派議連・政府の動き

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

この1カ月、受動喫煙防止を法制化することを目的とした国会議員連盟、そして政府の新しい動きについて、多数の報道がありました。

配信されました。最大与党の自民党の中からも受動喫煙防止を法制化する動きが出始めたのは歓迎すべきことです。

### ①自民党の議員連盟の活動

昨年12月29日、時事ドットコムで図1の記事が

記事によれば「罰則規定は先送り、政府に委ねる」という方針のようですが、罰則は絶対に必要で

### 受動喫煙防止、法制化へ＝罰則規定は先送り

2020年東京五輪・パラリンピックを前に、公共の場での禁煙・分煙を徹底するための法案の骨子を、自民党の受動喫煙防止議員連盟(会長・山東昭子元参院副議長)がまとめた。来年の通常国会で成立を目指す。ただ、罰則を含めた具体的措置は政府に別途法制化を求めており、実効性が法的に担保されるのはまだ先になりそうだ。

【写真特集】スモーカーはつらいよ～世界たばこ事情～

議連がまとめたのは「受動喫煙防止施策推進法案」。受動喫煙防止のための施策は現在、健康増進法や改正労働安全衛生法が定めているが、事業者に適切な措置を講じるよう求める努力規定を盛り込むにとどまっている。

これに対し、推進法案骨子は、教育、福祉、医療の各施設を禁煙、その他の公共施設では分煙を徹底するため、法施行後2年以内をめどに政府が「法制上の措置」を講じるよう求めている。違反した事業者や喫煙者への罰則規定には触れず、措置の具体化を政府に委ねた格好だ。

自民党関係者によると、議連が骨子に罰則規定を盛り込まなかったのは、同党の有力な支持基盤である葉タバコ農家の理解を得るためだという。別の超党派議連がまとめた法案では、罰則を念頭に「実効性を確保する措置」を政府に求めているが、自民党議連は葉タバコ生産者への配慮から、政府に求める措置の内容をさらに曖昧にした。

議連は骨子を基に各党に賛同を呼び掛け、法案を通常国会に共同提出したい考え。ただ、民主党などからは「規制をきちんとかけているかがポイントだ」との声が上がっており、罰則規定をめぐる調整が当面の焦点となる。(2015/12/29-15:27)

図1 自民党、受動喫煙防止議員連盟の活動を報じる記事(時事ドットコム)

す。2003年に施行された健康増進法は、銀行や郵便局をはじめ公共的な施設の禁煙化には有効でした。しかし、個人経営の飲食店等の禁煙化の効果はありませんでした。イタリアでは2005年に屋内で受動喫煙を防止する法律が施行されました。図2は居酒屋（バル）に掲示されていた罰則規定です。初回の違反は27.5ユーロ（約3,600円）、違反を繰り返す度に増額され、最大275ユーロ（約3万6千円）と書かれています。しかも、外見から分かる妊婦や乳児、12歳以下の子どもがいる場所で違反した場合の罰金は2倍、とも書かれています。施設管理者の罰金は220～2,200ユーロで、悪質な場合に

は営業停止処分もあります。罰則規定があるから査察員が巡回していなくてもルールが守られるのです。

2010年、日本で最初に自治体レベルの規制として施行された「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」が素晴らしいのは100m<sup>2</sup>を超える店舗が違反した場合には5万円の罰則規定を堅持したことです（兵庫県は30万円）。横浜に出張に行くと、タバコ臭くないレストランが増えていることを実感します。

この記事でもう一つ気になったのは「自民党の有力支持基盤の葉タバコ農家」という部分です。全国たばこ耕作組合中央会のホームページによれば、タバコ農家は図3のように平成27年で5,845戸まで減っています（福岡県は9戸のみ）。

国民の健康を害する作物を保護するのではなく、タバコ税から補助金を出して海外に輸出できるような付加価値の高い農作物への転作を奨励することが「葉タバコ生産者への配慮」だと思います。正しい政治的判断を下して貰いたいものです。



図2 イタリアのレストランに掲示されていた警告表示(2006年、筆者撮影)

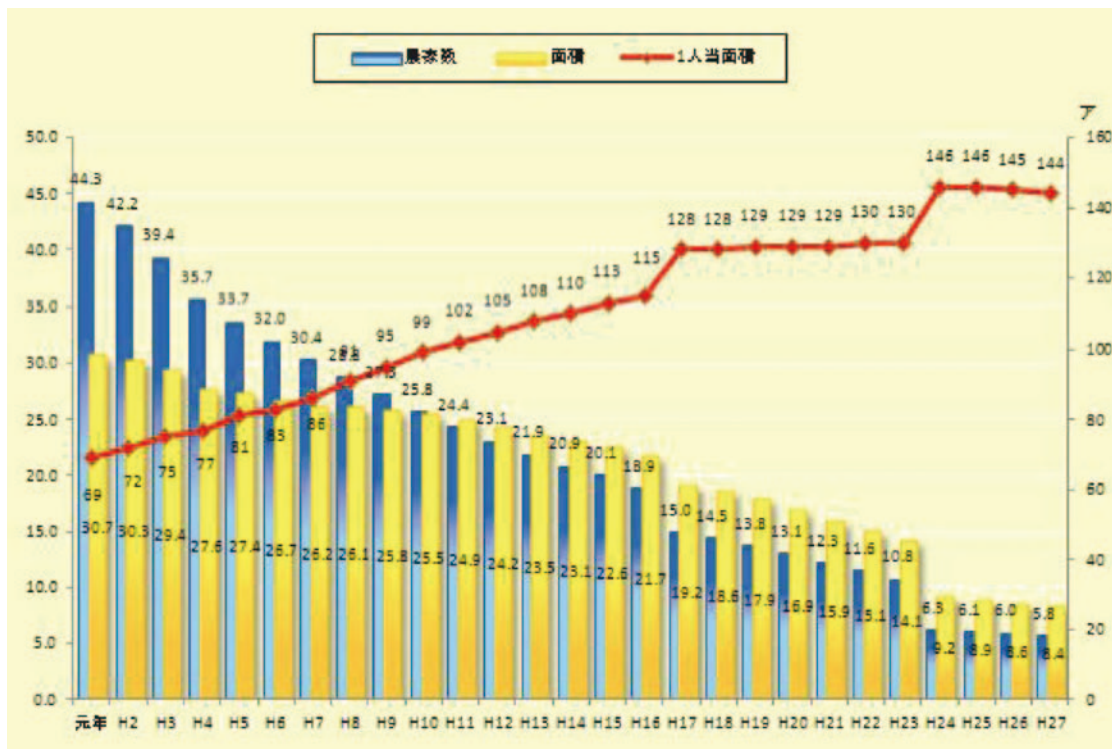


図3 葉タバコ農家数、面積、1人当たり面積

## ②超党派の議員連盟の活動

「東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止法を実現する議員連盟」は顧問に江田五月氏 (民主党)、会長は尾辻秀久 (自民党)、副会長が武見敬三氏 (自民党)、そして幹事長として神奈川県の前知事であった松沢成文参議院議員が参加する超党派の議員連盟です。尾辻氏と武見氏はタバコ対策の重要性を理解している国会議員で、小宮山洋子元厚生労働副大臣と同様、一つ前の議員連である禁煙推進議員連盟の頃からタバコ対策を推進しています。超党派の議員連の活動は、時事通信で図4のように紹介されていました。

記事の後半、自民党の議員連と調整の結果、罰則を盛り込まず、小規模の飲食店など分煙が困難な場合は「喫煙可能」と表示させることで折り合った、という点を、どこまで「全面禁煙」に押し戻すことが出来るか、松沢氏らの今後の活動に期待したいと思います。

## ③政府の新たな検討チーム

1月25日、政府は受動喫煙の防止に向け、内閣官房や財務省、厚生労働省などによる検討チームにより罰則を含めた新法の検討を始めたことが、図5 (24～25ページ参照) に示すように1月26日に複数の地方新聞に取り上げられていました。図6にそのメンバーを示します。

検討チームの初会合で「多くの外国の方を受け入れるに当たり環境を整える必要がある」「病院や学校、官公庁などの公共施設は全面禁煙」という部分は良いのですが、記事の後半「飲食店やホテルなど不特定多数が利用する場所は分煙、と施設の種類や規模に応じた対策を議論する」という点が気になります。

飲食店等のサービス産業を含めて屋内を禁煙化する議論をすると、愛媛新聞の後半で発言している八亀忠勝氏のように営業収入が減少する恐れがある、という主張をする人が現れます。私は、この八亀氏の発言の裏には特殊な背景があることを神

### 教育施設など禁煙に＝超党派議員連が法案骨子

時事通信 1月21日(木)20時46分配信



超党派の「受動喫煙防止法を実現する議員連盟」(会長・尾辻秀久元参院副議長)は21日、公共の場での禁煙・分煙を徹底する「受動喫煙防止施策推進法案」の骨子を大筋了承した。

教育、医療、福祉の各施設を禁煙とすることが柱。その他の公共施設や民間施設については分煙を認める。各党の党内手続きを経た上で、委員長提案による今国会成立を目指す。

議員連は骨子について、自民党の受動喫煙防止議員連盟と内容を調整。その結果、罰則を盛り込まず、小規模の飲食店など分煙が困難な場合は「喫煙可能」と表示させることで折り合った。同党の支持基盤である葉タバコ農家に配慮した形だ。

図4 超党派議員連の活動を報じる記事

奈川県の県会議員から聞きました。以下は、その議員から寄せられたコメントです。

週刊ポスト2013年1月25日付関連記事「美しい分煙社会作り方」で八亀忠勝氏(全国・神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合理事長)が「すでに禁煙条例を施行している神奈川県では老舗の喫茶店やバーなどが次々と店を畳んでしまった」と述べていますが、これは具体的な店名をあげることなく推測に基づく談話です。

禁煙または分煙店にしたことによる閉店情報は私の知る限り皆無で、当時はリーマンショック(2008年9月)等の影響もあり飲食店の閉店は条例に関係なく多数ありました。また、別の取材(フード系業界紙)で「八亀さん自身も、市の関連施設の中に喫茶店を1店舗構えていたが条例により全面喫煙にしたところ売上が半減。店を閉めざる得ない状況に落ち込んだ」とのインタビュー記事がありますが、これは以下の事実によるものです。

八亀氏は横浜市内で3店舗を経営していましたが、2010年3月横浜市の男女共同参画センター横浜南(南太田フォーラム)に出店していた「ばあら～泉」を閉店しました。これは、当該施設での業者更新に関する入札で応札できなかったため、神奈川県受動喫煙防止条例とは一切関係がありません。ちょうど2010年4月から条例が施行されたこともあり、閉店をあた

受動喫煙防止対策強化検討チームの開催について

平成28年1月25日  
2020年東京オリンピック・パラリンピック  
競技大会関係府省庁連絡会議議長決定

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、受動喫煙防止対策強化検討チーム（以下「検討チーム」という。）を開催する。
- 2 検討チームの構成は、次のとおりとする。ただし、座長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	厚生労働事務次官 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 財務省理財局長 スポーツ庁次長 厚生労働省健康局長 厚生労働省労働基準局安全衛生部長 農林水産省食料産業局長 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 東京都福祉保健局長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

図6 受動喫煙防止対策強化検討チームのメンバー

かも条例の施行に起因しているようにすり替え、条例＝営業不振と転嫁しているものです。事実、代わって受注した「めぐカフェ」は今に至るも「禁煙店」として立派に営業を継続しています。

このことは、2014年4月28日に開催された山形集会でも「公開記者会見」の場で明らかにしたのですが、八亀氏は全国組織の理事長ということもあり、各地で同趣旨の講演を行っています。以上の事実をお伝え願いたいと思います。

すでに50カ国で屋内を禁煙とする法律が施行されており、世界保健機関(WHO)は「飲食店の禁煙化は収入に影響しない」と結論しています。国会議員側からも、政府側からも検討が始まった新法には、パブリックコメントを求めてくると思います。その時には「喫煙可能な飲食店で働く従業員や喫煙室の清掃業者の受動喫煙を防止できない」「禁煙化しても営業収入の減少はない」と投じていきましょう。

↑1面

# 受動喫煙対策で罰則

## 政府 五輪へ新法検討

政府は25日、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の防止に向け、全面禁煙など具体的な対策を取らない国内の公共施設や飲食店に罰金などの罰則を科すよう定める新法の検討を始めた。2020年の東京五輪・パラリンピックに向けた受動喫煙対策強化の一環。内閣官房や財務省、厚生労働省などによる検討チームは25日、初会合を開催。今後、全面禁煙や分煙など施設ごとの対策の在り方などを協議する。(5面に関連記事)

五輪開催地・予定地の受動喫煙対策	喫煙者への罰則	喫煙者への罰則	喫煙者への罰則	喫煙者への罰則
北京 (2008年)	有	有	有	有
バンクーバー (10年 カナダ)	有	有	有	有
ロンドン (12年)	有	有	有	有
ソチ (14年 ロシア)	有	有	有	有
リオデジャネイロ (16年 ブラジル)	有	有	有	有
平昌 (18年 韓国)	有	有	有	有
東京 (20年)	▲	▲	▲	▲

●=禁煙を義務化 ○=分煙を義務化 ▲=どちらも努力義務

03年施行の健康増進法は、施設管理者に受動喫煙対策を課したが、罰則のない「努力義務」にとどまっている。国内では、公共の場での全面禁煙実現を求める声が高まる一方、たばこ販売業者や飲食店関係者らの間には強制力を伴う措置への抵抗感が強いとされる。議論の行方が注目される。

政府は、国際オリンピック委員会（IOC）などが「たばこのない五輪」を打ち出す中、ロシアや北京など五輪開催を機に罰則付きの法律制定など受動喫煙防止対策を進めた国や都市もあることから、東京五輪に向け対応を本格化する方針を示している。

検討チームの初会合で、局長を務める杉田和博官房副長官は「多くの外国の方向性を受け入れるに当たり環境を整える必要がある」と発言。今後、国内の受動喫煙対策の実施状況を検証した上で、①病院や学校、官公庁などの公共施設は全面禁煙、②飲食店やホテルなど不特定多数が利用する場所は分煙といったように施設の種類や規模に応じた対策を議論する。

健康増進法は、病院、官公庁施設、飲食店などの管理者に受動喫煙防止に必要な措置を講じるよう求めているが、あくまで努力義務だ。厚生省も10年、公共的な施設で原則全面禁煙を求める都道府県宛ての通知を出したが、強制力はない。超党派の「受動喫煙防止法を表現する議員連盟」は法案提出の準備を進めているが、自民党の支持層であるタバコ農家への配慮などから罰則付き規制に慎重な声もあるという。

一方、神奈川県は10年4月に受動喫煙防止条例を施行。小規模な飲食店や宿泊施設などを除き、違反者に過料を科す内容になっている。兵庫県も13年4月施行の条例で罰金や過料を科すよう定めているが、小規模飲食店が条例に基づき「喫煙可能」と表示した場合は罰則が適用されない。

図5 受動喫煙防止の新法の検討を報じる2016年1月26日付の愛媛新聞朝刊(共同通信配信、愛媛新聞社提供)

(大和注=五輪開催地・予定地の受動喫煙対策の表で韓国は「分煙を義務化」となっていますが、2015年1月から官公庁や学校はもちろん、レストランやバーも規模にかかわらず、ごく一部の例外を除き全面禁煙となりました。かつ、屋外のテラス席も禁煙で欧米よりも厳しい法律であることは本シリーズの昨年8月号でも紹介しています)

〈5面〉

## 受動喫煙新法検討

# 罰則に反発根強く

政府が25日、受動喫煙対策に関する新法の検討に着手した。東京五輪・パラリンピックに向けた対応強化の一環だが、罰則付き規制には飲食業界などの反発は必至。五輪開催都市の東京都が設置した有識者会議でも意見が平行線をたどり、結論を事実上先送りする形に。専門家から「罰則付きでない」と実効性がない」との声が上がる中、今後の議論も曲折が予想される。

（1面参照）

旅館の食堂に掲示された神奈川県受動喫煙防止条例に協力を求めるポスター―25日午後、横浜市中区



## 飲食業界「死活問題」

### 先行の条例 実現へ議論曲折も 広がり欠く

「条例ができて客が増えた店はない。規制がさらに強化されれば死活問題だ。」横浜市で喫茶店を経営する神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合の八尾忠勝理事長（78）は危機感を隠さない。神奈川県は2010年4月に全国に先駆けて罰則付きの受動喫煙防止条例を導入。飲食店や宿泊施設にも対策を義務づけた。小規模の飲食店などは「努力義務」となったものの、八尾理事長は「影響は大きい。スペースがあり、分煙化しやすい大型店にばかり客が流れている。小さい店は死ねていくのか」と憤る。

#### 政策面での誘導必要

国立がん研究センターの望月友美子氏は「政策支援部長の話。日本は、喫煙者も含めた全ての人をたばこの害から守る。たばこ規制枠組み条約」を批准している。公共の場は全面禁煙を実現できるよう、国が補助金支給や税制優遇などで事業者を誘導する必要がある、その上で実行しない場合は罰則を科すべきだろう。オープンな議論で国民の理解を得ることも重要だ。

#### 幸福追求の権利侵害

禁煙運動を批判する著書がある作家の小谷野敦さんの話。罰則まで設けるといふのはやり過ぎだ。喫煙という趣味嗜好（しこう）を持つ人に対する差別的取り扱いで、仮に法制化されれば幸福追求権などを保障した憲法に違反するのではないか。屋外でも禁煙場所を設けるなど、日本は既に喫煙に関し厳しい措置を取っており、これ以上の規制は必要ない。

兵庫県は13年4月に同様の条例を施行したが、全国的な広がりは見られない。国会では、超党派の議員連盟などが防止施策の推進法案提出を目指す。関係者は「葉タバコ農家は自民党の有力な支持基盤でもあり、罰則には慎重な議員も多い」と明かす。

神奈川県によると、これまで罰則の適用事例はゼロ。前段で実施する立ち入り調査を行った例もないという。「事業者に自主的に対策に取り組んでもらうのが条例の趣旨。粘り強く働きかけるといふ段階」と担当者。「適用しないというわけではないが、罰則を設けたのは条例の効果を保証するためだ」と強調する。

20年に五輪とパラリンピックの開催都市となる東京都。国際オリンピック委員会（IOC）が「たばこのなる公共の場での禁煙などが世界的な流れとなる中、日本禁煙学会の作田学理事長は「国際水準のおもてなしができるかは、五輪までに実効性のある法律が作れるかどうかだ」と罰則を設ける意義を強調した。

兵庫県は13年4月に同様の条例を施行したが、全国的な広がりは見られない。国会では、超党派の議員連盟などが防止施策の推進法案提出を目指す。関係者は「葉タバコ農家は自民党の有力な支持基盤でもあり、罰則には慎重な議員も多い」と明かす。

神奈川県によると、これまで罰則の適用事例はゼロ。前段で実施する立ち入り調査を行った例もないという。「事業者に自主的に対策に取り組んでもらうのが条例の趣旨。粘り強く働きかけるといふ段階」と担当者。「適用しないというわけではないが、罰則を設けたのは条例の効果を保証するためだ」と強調する。

20年に五輪とパラリンピックの開催都市となる東京都。国際オリンピック委員会（IOC）が「たばこのなる公共の場での禁煙などが世界的な流れとなる中、日本禁煙学会の作田学理事長は「国際水準のおもてなしができるかは、五輪までに実効性のある法律が作れるかどうかだ」と罰則を設ける意義を強調した。

だが都議会最大会派の自民党から「飲食店は一律規制ではなく、自主的な取り組みを促すべきだ」との要望書が提出されるとトーンダウン。都が設置した有識者会議も「規制は全国統一が望ましい」と記すにとどまった。都幹部は「五輪は東京以外でも開催される。自治体ごとにバラバラに対策を取っても仕方がない」と話す。